九　金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十　前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一　取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二　担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三　αを独自に推計している場合には、第四十九条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

（変更に係る届出）

第五十二条　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、当該標準的手法採用最終指定親会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第五十三条　金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第四十九条第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十四条　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十条第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第五節　未決済取引

（未決済取引）

第五十五条　標準的手法採用最終指定親会社は、同時決済取引について経過営業日数が五日以上となった場合は、次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを当該取引の再構築コスト（有価証券等の受け方の場合は約定額から当該取引の有価証券等の時価を控除した額をいい、有価証券等の受け方の場合は当該取引の有価証券等の時価から約定額を控除した額をいう。ただし、いずれも零を下回らないものとする。以下この節及び第四章第三節第八款において同じ。）に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

経過営業日数	リスク・ウェイト（パーセント）
五日以上十五日以内	百
十六日以上三十日以内	六百二十五
三十一日以上四十五日以内	九百三十七・五
四十六日以上	千二百五十

2　標準的手法採用最終指定親会社は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一　有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十二条から第三十五条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3　標準的手法採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第二十二条から第三十五条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4　第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、外部の決済システムの全体的な障害に起因するものがある場合、標準的手法採用最終指定親会社は、その日数を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。

第六節　信用リスク削減手法

第一款　総則

（信用リスク削減手法の適用）

第五十六条　この節において、信用リスク削減手法とは、第六十五条又は第六十六条に規定する適格金融資産担保、第九十三条の条件を満たす貸出金と預金（負債として計上されているものに限り、最終指定親会社等がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合を含む。ただし、最終指定親会社等において、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産についてクレジット・リンク債を発行している場合については、この限りでない。以下同じ。）の相殺、第九十四条、第九十五条及び第九十八条の条件を満たす保証並びに第九十四条及び第九十六条から第九十八条までの条件を満たすクレジット・デリバティブを総称していう。

2　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク・アセットの額の算出において、信用リスク削減手法を適用することができる。

3　信用リスク削減手法を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、信用リスク削減手法を適用しない場合の信用リスク・アセットの額を上回る場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法を適用することを要しない。

（格付の使用）

第五十七条　適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用してはならない。

2　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみの償還可能性を評価した格付を用いてはならない。

（開示）

第五十八条　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法を使用する場合には、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十二号）第三条に定める事項をあらかじめ開示しなければならない。

（法的有効性の確保）

第五十九条　リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合、当該信用リスク削減手法の契約は、取引に関係するすべての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連するすべての法律に照らして有効なものでなければならない。

2　標準的手法採用最終指定親会社は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証しなければならない。